

東京研修センター食堂運営管理業務委託契約に関わる総合評価落札方式一般競争入札  
実施要綱（再度公告入札）

東京都足立区千住東1-30-1  
一般財団法人海外産業人材育成協会  
理事長 吉田 泰彦

（目的）

第 1 条 一般財団法人海外産業人材育成協会（以下「協会」という。）の「東京研修センター食堂運営管理業務委託契約」に関わる総合評価落札方式一般競争入札（以下、「本競争」という。）及びその他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、本要綱の定めるところによるものとする。

（公告日、契約担当部署及び仕様書等の交付）

第 2 条 公告日 令和6年12月26日（木）  
2. 契約担当部署及び仕様書等の交付先 一般財団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター研修支援グループ  
東京都足立区千住東1丁目30番1号  
電話 03-3888-8230  
E-mail: tkcshien-nyusatsu-bg@aots.jp

（調達概要）

第 3 条 1. 件 名 東京研修センター食堂運営管理業務委託契約  
2. 業務委託場所 一般財団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター  
東京都足立区千住東1丁目30番1号  
3. 契約期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）  
4. 契約日 令和7年3月31日（月）  
但し、単年度毎の契約とし、翌年度以降の契約については、過年度の契約業務の実績状況を評価し、業務成績が良好な場合は、業務仕様、契約額について契約相手方と交渉した上で契約を更新することができる。なお6年度目は、再度、競争原理を導入した契約を行う予定である。

（落札者の決定方法）

第 4 条 本競争は、本競争への参加資格を有する者と認められる者（以下、「競争参加者」という。）により提出される技術提案書の内容を審査し、年間の見積価格を勘案して総合的に評価した上で落札者を決定する。但し、見積価格の評価は、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内においてのみ行う。  
2. 協会は、本件総合評価のため、複数の評価委員を選任する。

（競争参加資格）

第 5 条 競争参加者は、次の条件を満たすことを要する。  
1. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
2. 本競争に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の参加申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者であると認められるものでないこと。

3. 各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売、役務の提供等」における「A」等級以上の資格を有する者、又は地方自治体の契約にかかる競争参加資格審査により「食堂業務」に類する営業種別について一般競争参加資格を有する者で、最高位の等級を所持する者であること。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。
5. エスニック、ベジタリアン、ハラールに対応した食堂等営業が支障なく行える十分な実績又は能力を有すること。
6. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者に該当しない者であること。
7. 「破壊活動防止法」（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及びその構成員に該当しない者であること。
8. 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）」に基づくところの団体及びその構成員に該当しない者であること。

（競争に参加できない者）

第 6 条 次に掲げる者は、本競争に参加できない。

1. 次の各号の一に該当する事実があった後、2年間を経過しない者
  - イ 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - ヘ 契約の履行に当たり、イからホまでの規定に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 1. に該当する者を入札代理人として使用する者
3. 第5条各項の条件を満たさない者

（参加申請の提出書類）

第 7 条 本競争に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）は、第5条に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次の書類を提出し、協会担当者から競争参加資格の有無について確認を受けるものとする。

1. 本競争における競争参加資格申請書（再度公告入札）（様式1）で、代表者印の捺印があるもの
2. 令和6年度において有効な、各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売、役務の提供等」における「A」等級以上の資格を有することを証する審査結果通知書、又は地方自治体の契約にかかる競争参加資格審査により「食堂業務」に類する営業種別について一般競争参加資格を有する者で、最高位の等級を所持することを証する審査結果通知書
3. 直近を含む2期分の財務諸表
4. 納税証明書（法人又は消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明書）の写し
5. 直近の会社概要資料（冊子、カタログ、受注実績等）

6. 第5条第5項に定める実績又は能力を有することを示す直近3年の食堂営業業務の実績経歴書
2.
    1. 前項各号に掲げる諸証明書については、第1号(様式1)を除き、複写機等による写しをもって代えることができる。
    2. 前項各号に掲げる添付書類のうち、添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合は、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
    3. 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。申請書類は日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付すること。申請書類の金額表示が外国貨幣類の場合は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算して得た額を記載すること。
    4. 申請書及び添付資料の作成に関わる費用は、提出者の負担とする。
    5. 提出された申請書及び添付資料は、協会が競争参加者の確認にのみ使用するものとする。
    6. 提出された申請書及び添付資料は、返却しない。
    7. 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は、認めない。
    8. 申請書及び添付資料の問合せ先及び提出先： 第2条第2項に同じ。
    9. 提出期間 自 令和6年 12月26日(水) 午前9時  
至 令和7年 1月 7日(火) 午後5時
  10. 提出方法  
申請書及び添付資料の提出は、提出先に電子メール送付、持参若しくは郵送するものとする。
  11. 手続きの代理  
競争参加希望者は、代理人をして本競争入札の手続きをさせるときは、指定された委任状(再度公告入札)(様式2)を提出しなければならない。

(資格審査及び結果通知)

- 第8条 協会は、前条により提出された資料をもとに、本要綱第5条及び同第6条に定める基準に従って、競争参加希望者の資格審査を行う。
2. 協会は、前項の資格審査に当たり、内部審査会を組織することができる。
  3. 競争参加希望者のうち前2項の審査の結果、本競争への参加資格を有する者と認められた者のみが入札に参加できるものとする。
  4. 審査結果通知は、次の通り競争参加希望者に文書をもって行う。
    1. 通知日時 令和7年 1月10日(金)
    2. 通知方法 電子メールにて通知する。

(競争関係書類の配付)

- 第9条 協会は、本競争への参加資格を有する者と認められた者に対し電子メールにて速やかに仕様書等の競争関係書類の配付を開始する。

(仕様書等に対する質疑)

- 第10条 競争参加者は、配付された仕様書等に対し疑義のある時は、次に従い、指定された書式(様式3)をもって説明を求めることができる。
1. 質疑期間 自 令和7年 1月10日(金)  
至 令和7年 1月16日(木) 午後5時
  2. 提出先 第2条第2項に同じ。
  3. 提出方法 電子メールにて指定された書式を提出すること。
2. 前項の質疑に対する回答は、次の通り全ての競争参加者に文書をもって行う。

1. 回答日時 令和7年1月20日（月）
2. 回答方法 電子メールにて回答を送付する。

（現場調査）

第11条 競争参加者は、事前に契約担当部署に連絡し了承を得た上で、次に従い、現場調査を実施することができる。

1. 実施可能期間 自 令和7年 1月10日（金）  
至 令和7年 1月20日（月）
2. 実施可能時間 土日祝祭日を除く午前9時から午後5時の間とする。
3. 事前連絡先 第2条第2項に同じ。
4. 事前連絡方法 電子メールによる。

（技術提案書・事業収支計画書の提出）

第12条 競争参加者は、仕様書に基づいて行う食堂運営管理業務について、別途配付する技術提案要領に従って業務実施体制や要員配置計画等を技術提案書及び事業収支計画書（様式自由、以下「提案書等」という。）にまとめ、提出しなければならない。

1. 提出期間 自 令和7年 1月10日（金）  
至 令和7年 1月22日（水）午後5時
2. 提出先 第2条第2項に同じ。
2. 提案書等の提出は、提出先に電子メール送付、持参若しくは郵送するものとする。
3. 競争参加者は、一旦提出した応募書類の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。但し、第1項第1号に指定する期日以前に行なう場合にはこの限りでない。
4. 第1項第1号に指定する期日までに技術提案書等の提出をしない競争参加者は、競争を辞退したものと見なす。

（試食品の提出）

第13条 協会は競争参加者に試食品の提出を求めない。

2. 協会の求めがないにもかかわらず競争参加者により試食品が提出された場合、協会はこれを評価せず、技術評価点へ一切反映させないものとする。

（無効の提案）

第14条 次の各号に該当する提案は、無効とする。

1. 記載が不明確な提案
2. 提案書等の記載を訂正したもののうち、その訂正について競争参加者（代理人を含む）の印の押していない提案
3. 技術提案の評価項目のうち、当協会が要求する最低限の水準を必ず満たさなければならない項目として設定する必須項目の中で、1項目でも要求水準に達していないものがある提案
4. 委任状を提出しない代理人のなした提案
5. 同一事項の提案について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の提案
6. 競争参加者（代理人を含む）の記名又は捺印のない提案及び記名（法人の場合は、その名称及び代表者の記名又は捺印）の判然としない提案
7. 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の提案、及び誤字脱字等により意思表示が不明瞭な提案
8. 一人で同時に2通以上の技術提案書をもって行なった提案
9. 連合と認められる提案
10. その他本実施要綱に違反した提案
2. 競争参加者の意思表示の内容は、提案書等に表示された文字により判断されるため、誤り書き等を理由として競争の無効を主張することはできない。

(技術評価)

- 第15条 協会は、第12条各項により提出された技術提案書について、第14条第1項各号に定める基準に反しないかどうか技術評価を行う。
2. 技術提案書並びに見積価格書を提出した競争参加者は第16条に定める開札に参加するものとする。
  3. 第1項の評価結果は、次のとおり競争参加者に通知する。
    1. 通知日時 令和7年1月28日(火)
    2. 通知方法 第16条に定める開札において通知、公表する。

(見積価格書の提出・開札)

- 第16条 競争参加者は、協会が指定する日時までに郵送により見積価格書(再度公告入札)(様式4)を封緘の上、提出するものとする。協会はこれを開札の日時まで保管し、開札当日に競争参加者の前で開札する。

[見積価格書の提出]

1. 日程 令和7年1月22日(水)午後5時必着
2. 提出先 第2条第2項に同じ。
3. 提出方法 指定された書式を郵送により提出すること。

[開札の日程等]

4. 日程 令和7年1月28日(火)午前9時~午後5時のうち指定する時間
5. 場所 一般財団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター 研修室  
東京都足立区千住東1丁目30番地1号
6. 具体的な時間、当日の場所等の詳細は、見積価格書の提出・入札に参加する資格を有する者に別途通知する。

(見積価格書の提出方法)

- 第17条 競争参加者は、次の条項により見積価格書を提出しなければならない。
1. 見積価格書(再度公告入札)(様式4)に基づき、競争参加者又は代理人が郵送により提出すること。
  2. 様式4に指定する見積価格には、消費税を含んだ1年間の契約料の合計金額及び競争参加者の氏名を明記し、封緘の上、前条に指定する日時までに郵送により提出しなければならない。見積価格の記載の際は、競争参加者が消費税及び地方消費税にかかわる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に消費税に相当する額を加算しなければならない。
  3. 競争参加者は、代理人をして見積価格書の提示をさせるときは、指定された委任状(再度公告入札)(様式2)を提出しなければならない。
  4. 競争参加者は、見積価格書(再度公告入札)(様式4)により提示した人件費の積算を明らかにした内訳明細書を添付しなければならない。
  5. 競争参加者は、一旦提出した見積価格書の引換え、変更又は取消しをなすことができない。
  6. 競争参加者の意思表示の内容は、見積価格書に表示された文字から判断するので、誤り書き等を理由として、入札の無効を主張することはできない。

(無効の見積価格書)

- 第18条 次の各項の一に該当する見積価格書は、無効とする。
1. 金額の記載が不明確な見積価格書
  2. 金額の記載が訂正したもので、その訂正について競争参加申請者(代理人を含む)の印の押していない見積価格書
  3. 委任状を提出しない代理人が提出した見積価格書
  4. 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が提示した見積価格書
  5. 競争参加申請者(代理人を含む)の記名捺印のない見積価格書又は記名(法人の

- 場合は、その名称及び代表者の記名捺印)の判然としない見積価格書
6. 申請書又は技術提案資料に虚偽の記載をした者が提出した見積価格書、及び誤字脱字等により意思表示が不明瞭な見積価格書
  7. 一人で同時に2通以上をもって提出された見積価格書
  8. 連合と認められる見積価格書
  9. その他本実施要綱に違反した見積価格書

(見積価格の評価及び総合評価、公表)

- 第19条 協会は、第16条で提出された見積価格書を競争参加者の面前で開札し、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した協会の予定価格の範囲内においてこれを評価し、第15条第1項で行う技術提案の評価と合わせた総合評価に勘案する。
2. 協会は、前項の評価を行い、本件契約業務の円滑な遂行に必要な専門性、経営基盤及び体制を有し、かつ提案内容が協会にとり有利で相応しいと判断される競争参加者を決定し、これを落札者として公表する。
  3. 前項の落札者の公表は、競争参加者名、獲得した総合評価得点及び提示した見積価格をもって行なう。
  4. 落札となるべき同評価の提案をした者が2人以上あるときは、当該提案をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合に該当入札者のうち、くじをひかないものがあるときは、入札事務に関係のない協会職員をしてこれに代わりくじを引かせるものとする。
  5. 協会は、落札決定の日から協会が指定する期間内に、見積価格書の提出・入札に参加する全ての者に対して総合評価の結果を文書にて通知する。

(再度入札)

- 第20条 前条の開札の結果、協会の予定価格の範囲内に達した競争参加者がいないときは、その入札価格の評価は行わず、直ちに再度入札を行う。但し、入札回数は前回の入札と合わせて2回を限度とする。
2. 再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した競争参加者のうち、当該入札が第18条各項の規定により無効とされなかった者に限るものとする。
  3. 前回の入札に参加しなかった競争参加者及び開札に立ち会わなかった者は、以後の入札に参加することはできない。

(個別交渉)

- 第21条 前条による再度の入札を行っても協会の予定価格の範囲内に達した競争参加者がいないときは、その技術提案にかかる評価の中に第14条第1項第3号に該当する項目がないことを条件に、技術提案にかかる評価得点が最も高い競争参加者から順次個別の交渉に移行することができるものとする。
2. 個別交渉は、第17条第4項に定める内訳明細書と、協会の作成した予定価格積算根拠に基づいて行なう。
  3. 前2項の個別交渉によって合意に達した場合、その者を落札者とみなす。

(低入札価格調査)

- 第22条 第19条及び第20条の規定により落札者となるべき者が提出した見積価格が、協会の予定価格に100分の85を乗じて得た額よりも下回る場合には、当該落札者により当該契約業務の安全で良質な履行がされない恐れがあるもの、又はその落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあるものとみなし、低入札価格調査を行う。
2. 協会は、前項の低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了する。
  3. 低入札価格調査の手続きは、別途定める。

(公正な競争の確保)

- 第23条 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
2. 競争参加者は、提案に際しては、競争を制限する目的で他の競争参加者と提案内容又は見積価格についていかなる相談も行わず、独自に決定しなければならない。

3. 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して提案内容又は見積価格を開示してはならない。

(競争の取り止め等)

第24条 競争参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、競争を公正に執行することができないと認められる時は、当該競争参加者を競争に参加させず、又は競争の執行を延期もしくは取り止めることがある。

(競争の辞退)

第25条 競争は、いつでも辞退することができる。また、競争を辞退したことにより以後の指名等に不利益な取扱いを受けることはない。

2. 競争参加者は、競争を辞退するときは、競争辞退届又はその旨を明記した文書を第15条第3項に定める期限よりも前に、協会担当者に電子メール送付、持参、又は郵送し、その旨を申し出るものとする。

(内示書と契約の締結)

第26条 協会は落札者に対し、落札決定の日から概ね5営業日以内に本件業務委託契約に関する内示書を提示する。

2. 協会は本件契約の契約書案を別途提示するが、実際の契約締結に際しては、第3条第4項に示す契約日までの間に、協会契約担当部署と落札者が個別に協議して詳細を決定するものとする。

(契約の拒絶)

第27条 協会は、落札者が第6条に該当する場合は、前条の内示書の提示後に拘らず、本件契約の締結を拒絶する。この場合、本要綱における「競争参加希望者」又は「競争参加者」を「落札者」と読み替えるものとする。

(入札保証金、契約保証金)

第28条 入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

(代金の支払い)

第29条 業務委託料等の支払いについては、別途仕様書に条件等を規定する。

(その他)

第30条 申請書又は添付の資料に虚偽の記載をした場合においては、中央官庁の指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

2. 本競争実施要綱及び競争関係書類を入手した者は、これを本競争手続のほかの目的で使用してはならない。

(異議の申し立て)

第31条 競争参加者は、落札者の決定後、この実施要綱及び仕様書等についての不明、技術評価結果を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札の延期、中止等)

第32条 入札を執行するにあたり不正があると認められるとき、又は天災事変、その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

以上